（人事院規則一―四五の一部改正）

第四条　人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七十六条」を「第五十四条」に改める。

（人事院規則八―一八―一の一部改正）

第五条　人事院規則八―一八―一（人事院規則八―一八（採用試験）の全部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（人事院規則一一―八等の一部改正）

第六条　次に掲げる規則の規定中「第八十条第一項」を「第五十八条」に改める。

一　人事院規則一一―八（職員の定年）第十一条

二　人事院規則一一―九（定年退職者等の再任用）第六条

三　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第六条

四　人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）第十二条

五　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第十五条及び第二十一条

六　人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）第十一条

（人事院規則二〇―〇の一部改正）

第七条　人事院規則二〇―〇（任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例）の一部を次のように改正する。

第五条中「第八十条第一項」を「第五十八条」に、「替える」を「代える」に改める。

（人事院規則二三―〇の一部改正）

第八条　人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部を次のように改正する。

第五条中「第八十条第一項」を「第五十八条」に、「人事異動通知書を」を「人事異動通知書（以下この条において「人事異動通知書」という。）を」に、「替える」を「代える」に改める。

（人事院規則二四―〇の一部改正）

第九条　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第十五条の二第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第十六条中「第八十条第一項」を「第五十八条」に改める。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評語の全部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間（人事評価政令第五条第三項又は第四項に規定する評価期間をいう。以下同じ。）に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間における職員の昇任及び転任の要件については、なお従前の例による。

第三条　職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評語の一部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの規則による改正後の規則八―一二第二十五条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第二十五条第一号イ及び第三号イ中「「優良」」とあるのは「上位の段階又は「優良」」と、同条第一号イ、第二号イ及び第三号ロ中「「良好」」とあるのは「上位若しくは中位の段階又は「良好」」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価」とあるのは「三回の業績評価（令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る業績評価を含む場合は、当該業績評価の回数を除いた回数の単独の又は連続した業績評価）」と、同条第一号ロ中「こと（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させる場合にあっては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）」とあるのは「こと」と、同条第二号イ及び第三号ロ中「「非常に優秀」」とあるのは「上位の段階又は「非常に優秀」」と、同条第二号イ中「こと」とあるのは「こと（直近の能力評価が令和四年九月三十日までの評価期間に係るものとなる場合にあっては、直近の能力評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中